

# 平成29年度岐阜県「家庭の日」普及実践強調月間実施要綱

岐 阜 県  
(公社) 岐阜県青少年育成県民会議

## 1 趣 旨

県では、毎月第三日曜日を「家庭の日」と定め、心豊かで明るく、自立した青少年を育む、開かれた家庭づくりを奨励しています。

この運動を一層推進するため、新しい年の出発に当たる1月を「家庭の日」普及実践強調月間として県民総ぐるみで運動を展開し、普及実践を図ります。



## 2 実施期間

平成30年1月1日～1月31日

## 3 目 標

「自立した青少年を育む、開かれた家庭づくり」を推進する

- (1) 望ましい家庭のあり方をみんなで話し合い、その実現に努めましょう。
- (2) 地域の人々との交流を大切にして、絶えず言葉をかけ合いましょう。
- (3) 家族そろって地域活動に参加しましょう。
- (4) 家族との会話を大切にし、わが家の約束づくりに努めましょう。

## 4 推進機関

岐阜県、(公社) 岐阜県青少年育成県民会議、各市町村、各市町村教育委員会  
各青少年育成市町村民会議、各青少年育成関係機関、各青少年団体 等

## 5 推進方法

各推進機関は、目標の実現に向けて、別添の「『家庭の日』共通実施項目」に取り組む。

各行政機関は、「家庭の日」の趣旨について周知徹底を図るとともに、地域や住民の「家庭の日」普及実践の主体的な取組を積極的に支援する。

# 「家庭の日」共通実施項目

## 県や市町村は、

- 広報活動や資料作成・配布などにより、『家庭の日』の趣旨を積極的に啓発する。
- 『家庭の日』にふさわしい地域住民の主体的な活動を広め、支援する。
- 家庭の教育力を高めるため、学習の場や、家族で楽しめる場（施設・設備）の充実を図る。
- 『家庭の日』の趣旨に沿った事業や行事を実施するなど、家族や家庭について考えるきっかけづくりを行う。
- 『家庭の日』には、やむを得ない場合を除いて、原則として、『家庭の日』の趣旨にあわない行事は行わないようにする。
- 『家庭の日』を「家庭教育を实践する日」として、家庭教育の实践の支援、啓発に取り組む。

## 関係機関・団体は、

- 『家庭の日』の趣旨に沿った事業や行事を実施するなど、家族や家庭について考えるきっかけづくりを行う。
- 『家庭の日』には、やむを得ない場合を除いて、原則として、『家庭の日』の趣旨にあわない行事は行わないようにする。
- 『家庭の日』を「家庭教育を实践する日」として、家庭教育の实践の支援に取り組む。

## 各学校は、

- 家族や家庭について話し合い、児童生徒に家族のあり方や関わりについて考える機会を積極的に提供する。

## 各家庭は、

- 家族でふれあう時間を大切に、家族みんなで体力づくりや文化活動に取り組んだり、家庭の仕事を分かち合うなど、家族の絆を深める。
- 家族で話し合っ「わが家の約束」を決めるなど、家庭教育の实践に積極的に取り組む。

## 各地域は、

- 地域に住む一人ひとりが、青少年のためのよりよい環境づくりに努めるとともに、家族そろって参加できる行事を実施するなど、「開かれた家庭づくり」を支援する。

# 「家庭の日」を定める条例

(昭和四十二年三月二十二日 条例第十一号)

岐阜県家庭の日を定める条例をここに公布する。

岐阜県家庭の日を定める条例

(目的)

第一条 この条例は、明るく豊かな家庭づくりをすすめるため、家庭の日を定め、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(家庭の日)

第二条 毎月第三日曜日を家庭の日と定める。

2 家庭の日には、家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合うように努めるものとする。

(県民の責務)

第三条 すべて県民は、それぞれの家庭が家庭の日を享有し得る環境をつくるように協力するものとする。

(県の責務)

第四条 県は、市町村と協力して、家庭の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

付 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。